4　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。	4　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

告示

○内閣府財務省告示第六号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七号）の施行に伴い、及び沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第十四号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月一日から施行する。

平成二十九年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第十九号中「第十六号」を「第十八号」に改め、同号を第二十号とし、第十八号中「第十四号」を「第十六号」に改め、同号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　令第二条第十四号の資金

認定事業再編事業者のうち農産物の卸売若しくは小売、農産物を原材料として使用する製造若しくは加工又は飼料の生産若しくは販売の事業を行う者が次に掲げる事項を行うのに必要なもの

1　施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

2　他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資

○法務省告示第三百六十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年八月一日

法務大臣　金田　勝年

東京法務局所属　山田　敏彦
横浜地方法務局所属　石原　誠二
千葉地方法務局所属　野村　高弘
大阪法務局所属　松田　一郎
名古屋法務局所属　錦織　聖
富山地方法務局所属　神田　滋
岡山地方法務局所属　小巻　泰

○厚生労働省告示第二百六十三号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき、平成二十九年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり変更し、平成二十八年厚生労働省告示第三百六号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千九百四十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　四千九百四十円以上一万二千百四十円以下の額

○厚生労働省告示第二百六十四号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、平成二十九年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千二百八十七円に変更し、平成二十八年厚生労働省告示第三百七号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第千三百五号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月一日

農林水産大臣　山本　有二

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年一厘

を

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年一厘
平成二十九年四月一日から平成二十九年六月三十日まで	年一厘
平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛

に

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年六毛

を

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年六毛
平成二十九年四月一日から平成二十九年六月三十日まで	年七毛
平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年六毛

を

平成二十九年一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年六毛
平成二十九年四月一日から平成二十九年六月三十日まで	年七毛
平成二十九年七月一日から平成二十九年九月三十日まで	年一厘一毛

に

改める。

○農林水産省告示第千三百六号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十八条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十九年八月一日

農林水産大臣　山本　有二